

部会活動費補助規程

第 1 条【部会活動費の補助】地方部会および専門部会(以下「部会」と総称する)はその活動に要した経費の補助を、各年度 7 万円を上限として、学会に申請できる。

第 2 条【報告者等の招聘】部会の企画・主催する研究会等に報告者・討論者を招聘する場合は、社会政策学会旅費規程を準用し、前条の上限額の範囲内で申請できる。ただし、大会分科会への会員の招聘は旅費の支給対象としない。

2 部会が非会員の旅費を請求する場合には、会員外から招聘する理由を、振込請求書に記さなければならない。

第 3 条【飲食費の不支給】飲食費は申請できない。

第 4 条【地方部会への補助要件】地方部会が活動費補助を申請する場合、以下の各号が満たされていることを会計担当幹事に説明しなければならない。

(1) 各年度の活動状況と参加者の概数を代表幹事に報告する。

(2) 研究会案内を公開するなど、会員が参加しやすくなるよう配慮している。

第 5 条【専門部会への補助要件】専門部会が活動費補助を申請する場合、専門部会規程第 7 条の各号が満たされていることを会計担当幹事に説明しなければならない。

第 6 条【その他の事項】本規程に定める以外の事項については当該部会と会計担当幹事との協議を経て、幹事会の決定により処理する。

附 則 本規程は 2024 年度から適用する。制

定 2008 年 5 月 24 日

一部改正 2024年5月18日 大会への会員の招聘は旅費の支給対象としないことを規定